許可番号　０１１２００１７９２８

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　東京都練馬区谷原一丁目１２番１０号

氏　名　東明興業株式会社
　　代表取締役　伊勢　文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　　大野　元裕

埼玉県知事之印
COPY

許可の年月日　　令和　７年１２月２４日

許可の有効年月日　　令和１４年１２月　５日

１．事業の範囲
中間処理
破砕：廃プラスチック類（軟質系のものに限る。）、木くず（再生利用可能なものに限る。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類　以上６種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。）　以上３種類

２．事業の用に供するすべての施設
施設等の所在地
埼玉県所沢市大字南永井字北一本木８２９番２、８２９番５、８２９番６、８２９番７、８４２番２、８４３番１、８４３番２、８４３番３、８４４番１、８４４番２、８４４番３、８４５番１、８４５番２、８４５番３　以上１４筆（面積１３，５６９㎡）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

３．許可の条件
(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、２.に掲げる場所で行うこと。
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指　令　番　号	変　更　内　容
昭和51年 6月10日	指令環第1673号	新規許可
平成28年 3月 4日	指令産廃第1025-1号	変更許可（事業面積の拡大）
令和 6年 9月17日	－	変更届（保管面積の拡大）
令和 6年12月19日	－	変更届（保管面積の拡大）
令和 7年12月24日	指令西環第2-3号	更新許可（優良認定）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可番号　０１１２００１７９２８

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	317.60ｔ/日 (8時間)	ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類 以上４種類	平成元年 2月27日 平成13年 2月 1日 破２－２８
破砕施設	126.80ｔ/日 (8時間)	木くず（再生利用可能なものに限る。）　以上１種類	平成元年 2月27日 平成13年 2月 1日 破２－２９
破砕施設	94.00ｔ/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上１種類	令和元年 9月27日 ― ―
破砕施設	4.55ｔ/日 (8時間)	廃プラスチック類（軟質系のものに限る。） 以上１種類	令和 4年10月20日 ― ―
圧縮梱包施設	39.12t/日 (8時間)	廃プラスチック類 紙くず（再生利用可能なものに限る。）、 繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上３種類	平成20年10月17日 ― ―

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
木くず（再生利用可能なものに限る。）　以上１種類	３８８．７㎡	１．５ｍ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、木くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類　以上８種類	７０５．３㎡	３．０ｍ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、木くず（再生利用可能なものに限る。）、繊維くず（再生利用可能なものに限る。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類　以上８種類	６４１．６㎡	２．０ｍ（屋外） （8.2㎥コンテナ×9個、1.0㎥フレコンバッグ×1092個）
ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）　以上１種類	１６８．０㎡	２．０ｍ（屋外）
がれき類　以上１種類	７９２．０㎡	２．５ｍ（屋外）

（以下余白）